

告 示 第 3 号

令和8年1月16日

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者

水 道 局 長 遠 藤 章



建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格について（公示）

令和8年度において鹿児島市水道局が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に付帯する測量、調査及び設計の業務の委託契約（以下「建設工事等の契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項、第167条の5の2及び第167条の11第2項の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により公示します。

記

鹿児島市水道局が行う建設工事等の契約に係る競争入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- 2 鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第2条第1項の規定に該当する者でないこと。
- 3 建設業にあっては、次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載を希望する建設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による許可を有する者であること。
 - (2) 鹿児島市水道局建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登載を希望する建設工事について、法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が競争入札参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日以降のものであること。）を受け、法第27条の

29第1項に規定する総合評定値の通知を受けている者であること。

(3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主にあっては、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者であること。

(4) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主にあっては、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っている者であること。

(5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主にあっては、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っている者であること。

4 測量業にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項に規定する測量業者としての登録を受けていること。

5 建築設計業にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築士事務所としての登録を受けていること。ただし、同法第3条第1項及び第3条の2第1項に規定されている建築物以外の建築物の設計又は工事監理については、この限りでない。

6 不動産鑑定業にあっては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条に規定する不動産鑑定業者としての登録を受けていること。